pwc

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

集積回路・工作機械企業向けの重大な優遇：非貨幣性資産交換所得に係る企業所得税を５年間で分割納付可能に

2026 年 9 月

第 9 号

概要

集積回路（IC）及び工作機械企業は、日常の経営活動や技術革新の過程において、専用設備や特許技術などの非貨幣性資産を対外投資・出資、資産交換、生産ラインの移管統合といった企業間での取引に用いることが少なくありません。現行の税制では、企業が非貨幣性資産を対外投資・出資に用いる場合、財税［2014］116 号に基づき企業所得税を 5 年間にわたって分割納付することが可能です。また、技術成果を投資・出資に用いる場合は財税［2016］101 号に基づき、企業所得税の納付を持分譲渡時まで繰り延べるかどうかの選択をすることが可能です。さらに、資産又は持分の取引が財税［2009］59 号又は財税［2014］109 号に定める特殊性税務処理の要件を満たせば、それぞれに対応した繰延納税処理の適用が可能となります。一方、これらに該当しない取引、すなわち企業間での固定資産、無形資産又は持分などを交換する非貨幣性資産交換については、企業所得税法の規定に従い、物品の販売又は財産の譲渡としてみなされ、取引発生時に一括して譲渡所得を認識し、企業所得税を納付しなければなりません。

資産の交換は即時のキャッシュ・インフローを生まず、且つ取引金額が多額になるケースが多いことから、企業はキャッシュ・フローと税負担の両面で圧力を受けることになります。このような集積回路及び工作機械企業を支援するため、2026 年 7 月 31 日、「集積回路企業・工作機械企業の非貨幣性資産交換に係る企業所得税政策に関する公告」（財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工信部公告［2026］23 号。以下、「23 号公告」）[1] が公布されました。23 号公告では、これらの企業が非貨幣性資産交換によって認識した所得を、最長 5 年間の期間にわたって各年度の課税所得として均等に分割して認識できることを規定しています。23 号公告は、これら 2 業種に対する研究開発費の追加控除率を 120%に引き上げた措置に続く、重点産業への新たな企業所得税支援策であり、企業が資産再編や技術交換を行う際に受ける一時的な税負担圧力を緩和することに直接寄与するものです。本稿では 23 号公告の主要条項を整理し、既存の産業税制優遇との関係を分析するとともに、PwC のインサイトを共有します。

詳細内容

政策の主な条項

集積回路企業及び工作機械企業が、2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの間に行う非貨幣性資産交換によって認識した交換所得については、最長 5 年間の期間にわたって各年度の課税所得として均等に分割して認識することができます。非貨幣性資産交換によって生じた損失については、分割して認識することができません。

- **政策適用主体**：財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工信部公告［2023］44 号の基準を満たす集積回路企業及び工作機械企業が対象となります。このうち集積回路生産企業、集積回路設計企業、工作機械企業は、リスト管理方式が採用され、国家発展改革委員会及び工信部が毎年 3 月末までに、前年度の優遇対象企業リストを財政部、国家税務総局に提供します。集積回路装置、材料、パッケージング・テスト企業はリスト管理方式を採用せず、要件を満たす企業自らが判定、申告・享受し、関連資料を準備して審査を受ける必要があります。税務機関は、国家発展改革委員会及び工信部に照会して検証します。留意点として、企業所得税の定期減免や研究開発費追加控除の手続とは異なり、前年度のリストに掲載されていたか否かに関わらず、非貨幣性資産交換所得は、予納段階では直接分割できない可能性があります。企業は主管税務機関との事前協議を十分に行い、期間ごとのキャッシュ・フローを試算する必要があります。
- **取引当事者双方の適用ルール**：非貨幣性資産交換を行う企業の双方が集積回路企業又は工作機械企業に該当する場合、双方とも 23 号公告の分割納税政策を享受できます。該当しない場合、集積回路企業又は工作機械企業と取引するその他の企業は、現行政策に従って非貨幣性資産交換所得を認識しなければなりません。

- **非貨幣性資産の定義**:現金、預金、売掛金、受取手形、満期保有目的債券投資など、貨幣性資産以外の資産を指します。
- **非貨幣性資産交換所得の計算式** ＝ 取得した非貨幣性資産の公正価値 － 譲渡した非貨幣性資産の課税基礎 － 関連税金費用
- **取得した非貨幣性資産の課税基礎** ＝ 当該資産の公正価値 ＋ 支払った関連税金費用
- **非貨幣性資産と貨幣性資産の混合取引**:非貨幣性資産と交換した部分のみが分割納税の対象となり、受け取った貨幣による補償部分は、当期に全額課税されます。
- **5 年以内の処分・抹消に伴う追徴ルール**:資産交換後 5 年以内に、取得した資産を譲渡し、又は企業を抹消した場合、分割納税政策の適用を停止し、未確認の非貨幣性資産交換所得に係る企業所得税を譲渡時又は抹消年度の確定申告時に一括して納付しなければなりません。
- **政策施行期間**:2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで。2028 年末時点で分割納税の享受期間が 5 年未満の場合、失効日にかかわらず最長 5 年間の期間を満了するまで継続して享受できます。

集積回路企業の定期的な減免及びその他の繰延納税優遇政策

集積回路企業における企業所得税の定期減免:国発[2020]8号及び財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工信部公告[2020]45 号では、国家が奨励する集積回路企業に対して、企業所得税の「十免」(10 年間の全額免除)、「五免五減半」(5 年間の全額免除と 5 年間の半額減免)、「両免三減半」(2 年間の全額免除と 3 年間の半額減免)などの定期減免税優遇を提供し、欠損金の繰越期間を 10 年に延長しています。しかし、免税期間中、半減期間中、又は 10%の税率低減期間中にある集積回路企業にとって、23 号公告の分割納税を効果的に適用できる場面は限定的であり、場合によっては税負担が増加する逆効果も生じる可能性もあります。企業は、自社が置かれている税制優遇サイクル及び将来の税負担予測に基づいて、23 号公告の非貨幣性資産交換に係る分割納税を選択すべきか否かについて総合的に判断する必要があります。

現行の分割納税及び繰延納税政策との関連:集積回路企業又は工作機械企業が非貨幣性資産を投資・出資に用いる場合、23号公告は適用されず、現行政策である財税[2014]116号の5年分割納税、又は財税[2016]101 号における技術成果の投資・出資に係る持分譲渡時までの繰延納税を選択する規定が引き続き適用されます。

また、集積回路企業又は工作機械企業の非貨幣性資産交換が、財税[2009]59 号又は財税[2014]109 号における全業種を対象とした特殊性税務処理の要件にも同時に合致する場合、企業は 59 号又は 109 号のいずれかの規定に従って処理することを選択できるものの、一旦選択した処理方法は変更することはできません。取得した持分を短期間で処分する計画がない企業にとっては、59 号又は 109 号の特殊性税務処理を選択すれば、所得を事実上無期限に繰り延べることができ、5 年間で分割納税する必要がなくなるため、節税の時間価値の

面では 23 号公告や 116 号よりも有利な選択となります。留意すべき点として、特殊性税務処理では従来の資産の課税基礎が引き継がれる一方、23 号公告では取得資産の課税基礎が公正価値まで引き上げられます。前述の定期減免税期間中にある企業にとっては、一括で所得を認識するか、23 号公告を選択して低税率期間中に所得を分割して認識し、将来年度のより高い減価償却費控除を確保することで、全期間における総合的な税負担がより有利になる可能性があります。企業は、自社の利益予測や税率状況を踏まえ、定量的な試算を行った上で選択するよう推奨いたします。

まとめ

23 号公告の公布により、資産再編に係る企業所得税の特殊性税務処理ルールがさらに充実し、集積回路及び工作機械企業が生産ラインの調整や特許技術の交換といった業界間での資産統合を行うにあたり、より優遇された分割納税のルートが開かれました。本優遇措置を享受しようとする企業は、適用要件を正確に確認するとともに、毎年 3 月から 4 月に通常行われるリスト申請の作業に特に留意し、発明特許、確定申告年度の企業会計報告書などの証憑書類を整備する必要があります。また、企業は内部評価を速やかに実施してこれまでの潜在的な非貨幣性資産交換のニーズを整理し、政策の恩恵を受けられる期間を把握した上で、コンプライアンスを前提にこの繰延優遇措置を最大限活用することを推奨いたします。

さらに、複数の税制優遇に該当する企業は、政策の選択を慎重に行うとともに、取引実施前に異なる方式による税負担とキャッシュ・フローへの影響を総合的に試算すべきでしょう。そして、納税時期が集中することによる資金的な圧力を未然に回避するため、企業は 5 年以内の処分又は抹消に伴う追徴ルールに特に留意しながら、将来期間における管理方法も踏まえて初期の政策判断を行うことを推奨いたします。

注釈

1. 「集積回路企業・工作機械企業の非貨幣性資産交換に係る企業所得税政策に関する公告」（財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工信部公告［2026］23 号）

 https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202608/t20260814_3995441.htm

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の**PwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華
PwC 中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬
PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
PwC 中国内地中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何潤恒
PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 9 月 3 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行又は検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト（http://www.pwccn.com）又は香港特別行政区のウェブサイト（http://www.pwchk.com）にてご覧いただけます。

© 2026 PwC。普華永道（PwC 中国）の許可なく配布することを禁じます。普華永道（PwC 中国）とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

集成电路、工业母机企业迎重磅利好：非货币性资产交换可分 5 年递延纳税

二零二六年九月
第九期

摘要

集成电路与工业母机企业在日常经营和技术迭代中，常涉及以专用设备、专利技术等非货币性资产对外出资入股、资产交换或产线置换整合等跨主体交易。在现行税收政策下，企业以非货币性资产对外投资入股，可依据财税[2014]116 号文件享受 5 年分期纳税；企业以技术成果投资入股，可依据财税[2016]101 号文件选择递延至转让股权时纳税；若资产、股权交易符合财税[2009]59 号或财税[2014]109 号中特殊性税务处理规定的，可适用相应的递延处理。除此之外，对于企业之间以固定资产、无形资产或股权等进行非货币性资产交换，不符合前述税收优惠条件的，应根据企业所得税法的规定视同销售货物或转让财产，在交易发生当期一次性确认转让所得并缴纳企业所得税。

由于资产置换不产生即期现金流入，且往往涉及交易金额较大，企业面临现金流和税负压力。为支持集成电路与工业母机企业，2026 年 7 月 31 日，《关于集成电路企业、工业母机企业非货币性资产交换企业所得税政策的公告》（财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部公告[2026]23 号，以下简称“23 号公告”）[1] 发布，公告明确集成电路企业和工业母机企业发生非货币性资产交换确认的所得，可在不超过 5 年期限内分期均匀计入相应年度的应纳税所得额。23 号公告是继这两类企业研发费用加计扣除比例提升至 120%后，针对重点产业出台的又一项所得税支持政策，将直接助力于缓解相关企业在资产重组

与技术置换中的即期税负压力。本期《中国税务/商务新知》将对 23 号公告的核心条款进行梳理，分析其与现行产业税收优惠的衔接关系，并分享普华永道的观察。

详细内容

政策核心条款

集成电路企业、工业母机企业在 2026 年 1 月 1 日至 2028 年 12 月 31 日期间发生非货币性资产交换，确认的交换所得，可在不超过 5 年期限内分期均匀计入相应年度的应纳税所得额；非货币性资产交换所发生的损失，不得分期确认。

- **政策适用主体：**符合财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部[2023]44 号公告标准的集成电路企业和工业母机企业。其中，集成电路生产企业、集成电路设计企业、工业母机企业采用清单管理，由国家发展改革委、工业和信息化部于每年 3 月底前按规定向财政部、税务总局提供上一年度可享受优惠的企业清单；集成电路装备、材料、封装、测试企业不采用清单管理，符合条件的企业自行判别、申报享受、相关资料留存备查，由税务机关转请发展改革、工业和信息化部门进行核查。需要注意的是，与企业所得税定期减免、研发费用加计扣除的程序不同，无论上一年度是否已被列入清单，非货币性资产交换所得可能都无法实现预缴阶段直接分期，企业需做好与主管税务机关的预沟通，并进行跨期现金流测算。
- **交易双方适用规则：**若发生非货币性资产交换的企业双方均为集成电路企业、工业母机企业，双方均可享受 23 号公告分期纳税政策；若否，与集成电路企业、工业母机企业发生非货币性资产交换的其他企业应当按照现行政策规定确认非货币性资产交换所得。
- **非货币性资产定义：**现金、存款、应收账款、应收票据以及准备持有至到期的债券投资等货币性资产以外的资产。
- **非货币性资产交换所得=**换入非货币性资产的公允价值-换出非货币性资产的计税基础-相关税费。
- **换入非货币性资产计税基础=**该资产的公允价值和支付的相关税费。
- **非货币性资产和货币性资产混合的交易：**仅换入非货币性资产的部分可享受分期纳税，收到的货币补价部分在当期全额计税。
- **5 年内处置或注销补税规则：**若企业在资产交换后 5 年内转让换入资产或者注销企业，停止执行分期纳税政策，将尚未确认的非货币性资产交换所得在转让或注销当年汇算清缴时一次性补缴。
- **政策执行期间：**2026 年 1 月 1 日至 2028 年 12 月 31 日，2028 年底享受分期纳税未满 5 年的可继续享受至期满，不受文件到期日的限制。

与集成电路企业定期减免税及其他递延纳税优惠政策的协同

集成电路企业所得税定期减免：国发[2020]8 号及财政部、税务总局、发展改革委、工业和信息化部公告[2020]45 号为国家鼓励的集成电路企业提供了企业所得税十免、五免五减半、两免三减半等定期减免税优惠，并将亏损弥补年限延长至 10 年。然而，对于正处于免税期、减半征收期或 10%低税率期间的集成电路企业，适用 23 号公告分期纳税的实际效果相对有限，甚至可能出现税负增加的反效果。企业应当根据自身所处的税收优惠周期及未来税负预期综合判断是否选择适用 23 号公告的非货币性资产交换分期纳税。

与现行分期纳税和递延纳税政策的衔接：集成电路企业、工业母机企业用非货币性资产投资的，不适用 23 号公告，而继续适用现行政策下财税[2014]116 号文件的 5 年分期纳税，或财税[2016]101 号文件以技术成果投资入股可选择递延至转让股权时纳税的规定。

若集成电路企业、工业母机企业的非货币性资产交换也同时符合财税[2009]59 号、财税[2014]109 号给予所有行业的特殊性税务处理条件，企业可选择按 59 号或 109 号文件其中一项政策规定执行，但一经选择不得改变。对于短期内没有对换入股权进行处置计划的企业而言，选择 59 号和 109 号文的特殊性税务处理几乎可以实现所得无限期递延，无需在 5 年内分摊缴税，节税的时间价值较 23 号和 116 号文件优势更显著。值得注意的是，特殊性税务处理延用原资产的计税基础，23 号公告则将换入资产的计税基础提升至公允价值，对于前述处于定期减免税期间的企业而言，一次性确认所得或选择 23 号公告在低税期间分期释放所得，同时锁定未来年度更高的折旧摊销扣除，全周期的整体税负可能更具优势，建议企业结合自身的盈利预期与税率情况，在进行量化测算后再作选择。

注意要点

23 号公告的出台进一步丰富了资产重组在企业所得税领域的特殊处理规则，为集成电路和工业母机企业开展产线调整、专利技术置换等产业链资产整合开辟了更为优惠的分期纳税通道。对于拟享受该项优惠的企业而言，应准确确认适用资格，通常在每年 3 至 4 月需特别关注清单申请工作，备齐发明专利、汇算清缴年度企业会计报告等佐证材料。在此基础上，企业应尽快开展内部评估，梳理存量及潜在的非货币性资产交换需求，及时把握政策窗口，在合规前提下最大化利用该项递延优惠。

符合多项税收优惠的企业则应当审慎进行政策选择，并在交易实施前综合测算不同路径下的税负与现金流影响。此外，企业还需重点关注 5 年内处置或注销补税规则，将后续管理纳入前期政策考量，从源头避免税款集中缴纳产生的资金压力。

注释

1. 财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部关于集成电路企业、工业母机企业非货币性资产交换企业所得税政策的公告（财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部公告[2026]23号）
 https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202608/t20260814_3995441.htm

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队：**

原遵华
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国内地北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹
普华永道中国内地中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

何润恒
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 3026
rex.ho@hk.pwc.com

新知
中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 9 月 3 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：http://www.pwccn.com 或 http://www.pwchk.com

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。